

足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教諭等用の住居の借上げを行う幼稚園等の設置者（以下「設置者」という。）に対して、借上げに係る費用の一部を補助することにより、幼稚園教諭等の人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、幼稚園等における長時間・定期利用の預かり保育を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園等 足立区内（以下「区内」という。）に設置された次のいずれかの私立施設をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による認可を受けた幼稚園のうち、足立区幼稚園教育奨励事業要綱に定める事業を実施する園又は同要綱の基準を満たす預かり保育を実施する園

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

(2) 常勤 次に掲げるすべての要件を満たしていることをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が幼稚園等であり、かつ、従事すべき業務が教育又は保育であること。

イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者又は1年以上の期間の労働契約を結んでいる者であって、当該幼稚園等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務している者であること。

(3) 幼稚園教諭等 幼稚園等に勤務する、それぞれ資格を有する幼稚園教諭又は保育士をいう。ただし、認定こども園に保育士として勤務する者を除く。

(4) 補助対象期間 次に掲げる全ての要件を満たした日から当該年度末までをいう。ただし、第4条に規定する者が退職若しくは退去した場合又は設置者が賃貸借契約を終了させた場合等は、退職した日、退去した日又は賃貸借契約を終了させた日等のうち、いずれか早い日を補助対象期間の終了日とする。

ア 設置者が住居を借上げていること。

イ 第4条に規定する者を雇用していること。

ウ 第4条に規定する者がアの住居に入居していること。

エ 第4条に規定する者と設置者との間で入居契約等が結ばれていること。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、設置者が幼稚園教諭等用の住居を借上げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象となる幼稚園教諭等)

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる者は、区内に存する幼稚園等に勤務する常勤の幼稚園教諭等であって当該幼稚園等の設置者に雇用され、借上げ住居に入居することで継続的に就労することが見込まれる者のうち、常態としてその者の収入が世帯総収入の50パーセント以上を占めると教育委員会が認める者（以下「補助対象職員」という。）とする。この場合において、補助対象期間に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める育児休業をしている期間がある場合における当該者の収入の算定は、別に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象職員としない。

- (1) 設置者から住居手当又はこれに類する手当（以下「住居手当等」という。）を支給されている者
- (2) 住居手当等を支給されている同居者がいる者
- (3) 当該幼稚園等の経営に携わる法人の役員又は園長（施設長）。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めた園長（施設長）については、この限りでない。

（補助対象となる住居）

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる住居は、設置者が雇用する補助対象職員を居住させるために借上げている住居で、区内に存し、かつ、補助対象職員の生活の本拠地として当該住所に住民票が存する住居とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する住居は除く。

- (1) 設置者又は設置者の親族等その他の利害関係者が所有する住居
- (2) 著しく狭小、採光がない等、入居者の安全衛生上不適当な住居
- (3) 他に入居可能な住戸があるにも関わらず賃借料その他の経費が市価と比較し著しく高額で契約された住居

2 設置者は、第8条の交付申請を行うにあたって、補助対象となる住居が前項各号の規定に当てはまらないことを事前に確認しなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、前条に規定する住居について補助対象期間中に要する賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「更新料等」という。）とする。ただし、設置者が補助対象職員から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額とする。

2 足立区長（以下「区長」という。）は、設置者に対し、補助対象経費に係る補助金を、別表に定める基準に基づき、予算の範囲内で交付する。

（補助条件等）

第7条 設置者は、この要綱に基づく補助金の交付申請又は受領に当たっては、第4条に規定する幼稚園教諭等の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合については、この限りでない。

2 設置者は幼稚園教諭等の継続就労に努めるとともに、当該幼稚園教諭等について、区が開講又は指定する教育・保育の質の向上に関する研修の受講を求めた場合は、これを受講

させるよう努めなければならない。

(交付申請)

第8条 設置者は、第6条に規定する経費について補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業計画書(様式第2号)及びそれらを集計したもの
- (2) 入居契約書の写し
- (3) 雇用及び借上げ物件に関する証明書(様式第3号)
- (4) 不動産賃貸借契約書の写し(設置者と貸主との間におけるもの)
- (5) 住民記録閲覧同意書(様式第1号の2)(世帯全員分)、又は住民票(発行日から3か月以内のもの。世帯全員分、続柄記載のもので、本籍・マイナンバーが記載されていないもの)
- (6) 補助対象職員及び同居者の収入等申立書(様式第4号)(満15歳以上65歳未満の者と同居している場合に限る)
- (7) 幼稚園教諭免許状、保育士登録証の写し
- (8) 給与規程(全文。住居手当を併給できないことが確認できるもの)
- (9) その他足立区教育委員会が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、相当と認める場合は、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、設置者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

3 教育委員会は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付できないと決定したときは、速やかにその理由を付して設置者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者(以下「交付決定設置者」という。)は、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書(様式第6号)により区長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前条の請求を受けたときは、補助金を交付する。

(変更交付申請)

第11条 交付決定設置者は、交付申請の内容を増額して変更する場合は、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付変更申請書(様式第7号)に次に掲げる書類のうち、変更理由に応じて教育委員会が指定する書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業計画書(様式第2号)及びそれらを集計

したもの

- (2) 入居契約書の写し
- (3) 雇用及び借上げ物件に関する証明書（様式第3号）
- (4) 不動産賃貸借契約書の写し（事業主と貸主との間におけるもの）
- (5) 住民記録閲覧同意書（様式第1号の2）（世帯全員分）、又は住民票（発行日から3か月以内のもの。世帯全員分、続柄記載のもので、本籍・マイナンバーが記載されていないもの）
- (6) 補助対象となる幼稚園教諭等及び同居者の収入等申立書（様式第4号）（満15歳以上65歳未満の者と同居している場合に限る）
- (7) 幼稚園教諭免許状、保育士登録証の写し
- (8) 給与規程（全文。住居手当を併給できないことが確認できるもの）
- (9) その他足立区教育委員会が必要と認める書類
（変更交付決定）

第12条 教育委員会は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により交付決定設置者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の変更の交付決定に際し、条件を付することができる。

3 第9条第3項及び第10条の規定は、変更の交付決定について準用する。

（実績報告）

第13条 交付決定設置者は、次に掲げるときは、教育委員会が別に定める期日までに、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次項に定める書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業が完了したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき。
- (3) 足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号。以下「規則」という。）第10条第3号の規定により補助対象事業の中止の承認を受けたとき。

2 前項の足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金実績（様式第10号）及びその内訳を集計したもの。
- (2) 住民記録閲覧同意書（様式第1号の2）（世帯全員分。交付申請時、又は変更交付申請時に提出している者を除く）、又は住民票（発行日から3か月以内のもの。世帯全員分、続柄記載のもので、本籍・マイナンバーが記載されていないもの）
- (3) 給与明細書等の写し（同居者に満15歳以上65歳未満の者がいる場合、その者の写しを含む。）
- (4) 物件の借上げに係る領収書その他当該経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 教育委員会は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により交付決定設置者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 教育委員会は、前条の規定による調査の結果、補助対象事業が本要綱に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 教育委員会は、交付決定設置者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、教育委員会は足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により速やかに交付決定設置者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止等)

第17条 交付決定設置者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、教育委員会に足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金補助対象事業中止・廃止承認申請書(様式第13号)をあらかじめ提出しなければならない。

2 教育委員会は、交付決定設置者が前項の承認申請書を提出した場合において、内容を審査し適当と認めたときは、足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第8号)により速やかに交付決定設置者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 交付決定設置者は、第12条若しくは前条の規定による補助金交付変更決定通知又は第16条第2項の規定による補助金交付決定取消通知があった場合において、補助対象事業の当該変更又は取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、別に定める期限までに足立区幼稚園教諭等住居借上げ支援事業補助金返還通知書(様式第14号)のとおり、当該返還額を区長に返還しなければならない。

2 交付決定設置者は、第14条の規定により補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別に定める期限までに前項の返還通知書のとおり、当該返還額を区長に返還しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 教育委員会は、交付決定設置者に対し補助金の返還を命じたにもかかわらず、交

付決定設置者が当該補助金、違約金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(調書の作成、保管)

第20条 交付決定設置者は、補助金と補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、かつ、これらの書類を当該補助対象事業の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(予算措置の事前通知)

第21条 教育委員会は、本事業について縮小、中止又は廃止その他の見直しを行う場合は、補助の対象である設置者に事前に通知するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第22条 設置者は、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第15号)に次に掲げる書類を添えて速やかに区長に報告しなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る確定申告書の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合は、修正申告書の写し等)

(2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳書等

2 区長は、前項の報告を受けたときは、当該設置者に対し当該消費税額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、規則に定めるところによる。

(委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則 (30足教子子発第3643号 平成31年3月29日 教育長決定)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
賃借料 共益費（管理費） 礼金 更新料 （ただし、礼金及び更新料については、当該賃貸借契約期間中において、賃借料の2か月分を限度として補助対象とし、当該礼金及び更新料等に係る補助対象額を賃貸借契約期間の月数（1月未満の端数日は繰り上げる。）で除した金額（小数点以下を切り捨てる。）を、同期間中の各月の補助対象経費に計上することができるものとする。）	一戸当たりの月の上限額 82,000円	8分の7	一戸当たりの補助金交付決定額は、一戸当たりの年間の補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない額に補助率を掛けた額とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

備考

- 補助対象経費のうち、賃借料及び共益費（管理費）については、居住した日数が1か月に満たない場合は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算して得た額（小数点以下を切り捨てる。）とする。ただし、日割り計算された額と実際に支払った額とを比較して低い方の額を補助対象とする。
- 補助対象経費のうち、礼金及び更新料については、居住した日数が1か月に満たない場合は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算して得た額（小数点以下を切り捨てる。）とする。